

2021. 5. 27

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける緊急事態宣言：期間延長（５月
２６日より）

【ポイント】

- ２６日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における緊急事態宣言を、５月２６日より更に３０日間延長する旨発表しました。夜間外出禁止令は午前０時から午前４時までに緩和されます。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

１ ２６日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における緊急事態宣言を、５月２６日より更に３０日間延長する旨発表しました。

現在有効な緊急事態宣言のすべての制限措置は引き続き実施され、夜間外出禁止令は午前０時から午前４時までに緩和されます。マスクを着用していない場合、５０，０００ギニアフランの罰金が科されますのでご注意ください。

２ 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

３ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>